

会報

明石のぼうさい

編集発行/明石防火協会(明石市消防本部予防課内)
〒673-0044 明石市藤江924番地の8
TEL(078)918-5272 FAX(078)918-5983
ホームページアドレス:<http://www.akashi-bouka.jp/>



平成二十九年四月二十六日(水)、午後四時から明石市防災センター多目的ホールにおいて、平成二十九年度の総会が開催されました。総会に先立ち、永年にわたり、協会の事業推進に協力された事業所に対して朝比奈会長から感謝状が贈られました。

(永年功労優良事業所)

- 川崎重工業株式会社 明石工場
- キヤタピラージャパン合同会社 明石事業所
- 広瀬化学薬品株式会社 兵庫西支店
- 特定医療法人 誠仁会 大久保病院

総会は、五十九事業所、六十名が出席し、朝比奈会長のあいさつの後、泉市長から祝辞をいただきました。そして、議長を会長にお願いし、議案の審議に入りました。議案は平成二十八年度の事業報告及び収支決算報告、平成二十九年度の事業計画(案)及び予算(案)の四項目で、慎重審議の結果いざれも満場一致で原案どおり承認されました。その後、消防本部予防課、村上違反是正担当係長による講話が行われました。

「安全安心な街づくり」

明石防火協会会長 朝比奈 秀典

昨年四月十四日、熊本地震において地震が多発し、甚大な被害を受けたのはまだ記憶に新しい事と思いますが、明石市にも被害を与えるとされる南海トラフ巨大地震がいつそう懸念されております。また、新潟県で発生した石油工場火災、和歌山県で発生した石油工場火災、埼玉県で発生した物流倉庫火災など、人的要因による大規模な火災も発生しております。

「安全安心な町、明石」のために、自治体のみならず、我々民間事業者や市民全てがそれぞれの役割と責任を自覚し、連携協力する総合的な防災対策を積極的に展開していく必要があります。時代の変化と一緒に合わせた、素早い変革が求められています。

最後になりますが、会員の皆様方の益々のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

初夏の候、明石防火協会の会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のことと存じます。

当防火協会は、戦後間もない昭和二十二年に、地域の安全を願う心から百二十五事業所により発足し、七十周年を迎えることができました。これも、先人をはじめ、会員の皆様方の絶え間ない不断のご努力の賜物ではないかと考えております。

防火・防災対策を研究し、また実践してまいりました。百二十五事業所で発足いたしました当協会も、先人達の普及、災害による被害の絶滅を目指し、消防機関と協働しております。

発足以来、社会情勢は目まぐるしく動き、経済発展も著しく飛躍してまいりましたが、当協会は一貫して警火思想の普及、災害による被害の絶滅を目指し、消防機関と協働しております。

今後もさらに、防火・防災の輪が強固に広がり根付き、安全に安心して暮らせる社会を創るために、我々防火協会会員が一丸となって、災害の未然防止にご尽力されますことを熱望するところでございます。

「安全安心な町、明石」のために、自治体のみならず、我々民間事業者や市民全てがそれぞれの役割と責任を自覚し、連携協力する総合的な防災対策を積極的に展開していく必要があります。時代の変化と一緒に合わせた、素早い変革が求められています。

最後になりますが、会員の皆様方の益々のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

お知らせ 違反公表制度が始まります!

※2018年(平成30年)4月1日施行

●違反公表制度とは

重大な消防法令違反がある建物を、明石市消防本部のホームページで公表する制度です。

公表の対象	飲食店や物品販売店など不特定多数の方が利用する建物や、社会福祉施設などで、次の消防用設備が消防法令上必要であるにもかかわらず、設置されていない建物を公表の対象とします。 ①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備
公表の内容	○防火対象物の名称、所在地 ○違反の内容(上記の消防設備未設置)ほか
公表の方法	明石市消防本部のホームページに掲載



●公表対象となる事例

① 用途変更

例:延べ面積360m²、2階建て

【変更前】1階美容室、2階事務所

【変更後】1階を物販店に用途変更

⇒建物全体に自動火災報知設備が必要

※自動火災報知設備設置義務
複合用途(特定):300m²以上



② 増 築

例:物販店に木造倉庫を接続した場合

【変更前】物販店

【変更後】物販店に木造倉庫を接続増築

⇒建物全体に屋内消火栓設備が必要

※屋内消火栓設置義務
その他の建築物:700m²以上



③ 接 続

例:病院棟と事務所棟を接続した場合

【変更前】病院と事務所は別棟

【変更後】通路を造り接続

⇒建物全体に屋内消火栓設備が必要

※屋内消火栓設置義務
準耐火建築物:1,400m²以上



違反建物の大半が、無届の増築やテナントが入れ替わる用途変更によるものです。テナントの入居や増築等を検討されている場合は、事前に相談してください。

【お問い合わせ先】明石市消防本部 予防課
TEL.078-918-5272



協会員事業所紹介
セイコー化工機株式会社



会員事業所紹介

セイコー化工機株式会社



セイコー化工機株式会社は、昭和三十一年に創業し合成樹脂を主要材料とした耐蝕化學装置機器類の製造・販売している会社です。

創業以来、尼崎市に本社を構え事業活動をおこなってまいりましたが、平成十一年に東南側に立地しているため、今後は、津波等の災害を想定した防災訓練も

おこなつていきたく

と考えております。

災害時には地域の皆様との協

力関係も必要だと感じています。

今後ともご指導

よろしくお願ひ申しあげます。

平成29年度 試験・講習会の案内

■危険物取扱者試験(他県でも開催されています。詳しくは [消防試験研究センター] 検索)

試験日	受験地	電子申請の受付期間	書面申請の受付期間	試験種類
29年10/1(日)	神戸・姫路・西宮等	29年8/6~8/18	29年8/9~8/21	
29年10/8(日)	高砂・洲本	29年8/6~8/18	29年8/9~8/21	
30年2/4(日)	神戸・姫路・西宮・加古川等	未定 (11月下旬~12月上旬頃)	未定 (11月下旬~12月上旬頃)	甲種、 乙種1~6類、 丙種

■乙種防火管理講習会(他市でも開催されています。詳しくは [日本防火・防災協会] 検索)

講習日	講習場所	定員	受付期間	実施機関・問い合わせ
30年2/15(木)	相生町2-7-12 明石市立勤労福祉会館	180名 (甲種合わせ)	30年1/18~1/24	日本防火・防災協会 ☎03-3591-7121

■甲種防火管理者新規講習(他市でも開催されています。詳しくは [日本防火・防災協会] 検索)

講習日	講習場所	定員	受付期間	実施機関・問い合わせ
29年9/14(木)~9/15(金)			29年8/21~8/24	
29年12/14(木)~12/15(金)	相生町2-7-12 明石市立勤労福祉会館	各180名	29年11/7~11/10	日本防火・防災協会 ☎03-3591-7121
30年2/15(木)~2/16(金)			30年1/18~1/24	

平成29年度 研修視察の案内

日程:7月21日~22日(湯の山温泉 1泊4食付)

視察先:先進工場視察「ホンダ技研鈴鹿製作所」

防災研修施設「水のめぐみ館アカラ琵琶」

参加費:1名 27,000円(宿泊は相部屋。一人部屋等ご希望の場合は追加料金が必要)

申込み:7月7日(金曜日)まで

問合せ:明石防火協会

(明石市消防本部予防課内 TEL918-5272 後藤・野崎まで)

明石防火協会

協会員・
バナー募集!!

明石防火協会 検索

ホームページアドレス
<http://www.akashi-bouka.jp/>明石市消防長
山本 浩造

「消防長就任ごあいさつ」

この度、平成二十九年四月一日付けをもちまして明石市消防本部消防長に就任しました山本浩造です。もとより浅学菲才の身ではござりますが、ますます職務の重要性を深く認識しまして、責務の全うに全力を傾注し、明石市のおかれましては、自主防災体制の確立、自衛消安、安心確保のため尽力いたす所存でござりますので、なにとぞ前任者同様ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願ひいたします。

また、日頃より、明石防火協会員の皆様におかれましては、自主防災体制の確立、自衛消防力の充実強化など、地域、事業所等における防火、防災に尽力いただいていることに対しまして、深く敬意を表すとともにお礼申し上げます。

さて、近年の災害は熊本地震に続き鳥取県中部地震、新潟県糸魚川市の大規模火災、埼玉県三芳町倉庫火災、さらには北九州市共同住宅火災など、全国各地で甚大な被害が発生している状況にあります。

これら各種災害に対しまして、尊い命を守るには、消防をはじめとする関係機関が一丸となり備えを充実しなければなりません。瞬にして多くの生命、身体及び財産を奪ってしまう災害

には、事業所などにおきましても、予防対策や

も複雑多様化する防火対象物に対応するため、

国では法令改正などを含め強化策を図り、

明石市もこの流れを受け、平成二十九年三月に

明石市火災予防条例の一部改正を行い、「違反

対象物に係る公表制度」を来年四月二日から

施行いたします。同制度は、建物を利用する

明石市もこの流れを受け、平成二十九年三月に

明石市火災予防条例の一部改正を行い、「違反

対象物に係る公表制度」を来年四月二日から